



山形県公報

平成25年5月17日(金)
第2444号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……642
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……643
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……644
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……645
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 事業の認定……………(用地課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……647
- 県証紙売りさばき人の名称の変更……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………648
- 政治団体の届出事項の異動……………649
- 政治団体の解散……………650
- 資金管理団体の指定……………651
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………652

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 平成25年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(同) ……653
- 平成26年度山形県立農業大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……654
- 一般競争入札の公告……………(建設企画課) ……655
- 平成26年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……657
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……664

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-------------------|----------------------------------|----------------|------------|
| 鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                 | 鶴岡市西新斎町14番26号  | 平成25. 4. 1 |
| 永寿荘地域包括支援センター     | 介護予防支援                           | 鶴岡市宝田二丁目7番29号  | 同          |
| 地域包括支援センターあさひ     | 介護予防支援                           | 鶴岡市熊出字東村157番地2 | 同          |
| 多機能さくら村山          | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 村山市大字富並1469番9  | 同 5. 1     |
| グループホーム村山         | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 村山市大字富並1469番9  | 同          |

### 山形県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類        | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-------------------|----------------------|---------------|-------------|
| 健楽園居宅介護支援センター     | 居宅介護支援               | 鶴岡市美原町3番7号    | 平成24. 3. 31 |
| 株式会社福祉のひろば鶴岡営業所   | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 鶴岡市稲生二丁目39番4号 | 同 5. 31     |
| ホームヘルパーステーションふれあい | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 鶴岡市西新斎町14番26号 | 平成25. 3. 31 |
| ホームヘルパーステーションおおやま | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 鶴岡市大山三丁目34番1号 | 同           |
| なえづホームヘルパーステーション  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 鶴岡市ほなみ町3番1号   | 同           |
| とようらホームヘルパーステーション | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1 | 同           |

|                   |                  |                |   |
|-------------------|------------------|----------------|---|
| くしびきホームヘルパーステーション | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 鶴岡市上山添字成田21番地9 | 同 |
|-------------------|------------------|----------------|---|

**山形県告示第518号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|-------------------------------|---------|-------------|
| 有限会社ひなた                | ハートケアひなた訪問介護事業所<br>長井市大町1番21号 | 訪 問 介 護 | 平成25. 4. 30 |

**山形県告示第519号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 有限会社ひなた            | ハートケアひなた居宅介護支援事業所<br>長井市大町1番21号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成25. 4. 30 |

**山形県告示第520号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社ひなた                  | ハートケアひなた訪問介護事業所<br>長井市大町1番21号 | 介護予防訪問介護 | 平成25. 4. 30 |

**山形県告示第521号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------------|
| 有限会社ひなた<br>長井市大町1番21号            | ハートケアひなた訪問介護事業所<br>長井市大町1番21号 | 居 宅 介 護         | 平成25. 4. 30 |

**山形県告示第522号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成22年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字六沢の一部
- 5 認証年月日  
平成25年5月7日

**山形県告示第523号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
最上郡最上町
- 2 調査を行った期間  
平成21年4月1日から平成25年3月4日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上郡最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成25年5月7日

**山形県告示第524号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成25年5月8日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第525号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115 朝日町役場第2庁舎内
- 3 認可年月日  
平成25年5月9日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目6番地
- 3 変更に係る管理規程の名称  
井の下頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
井の下頭首工の維持、操作その他管理について全体的な見直しを行ったもの
- 5 認可年月日  
平成25年5月8日

#### 山形県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成25年5月1日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第528号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
学校法人専称寺学園、社会福祉法人山形もがみ会
- 2 事業の種類  
認定こども園（幼稚園型）出羽大谷幼稚園（仮称）移転改築事業、認可保育園出羽大谷保育園（仮称）新規建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事

### 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市大字千手堂字井森塚地内

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

認定こども園（幼稚園型）出羽大谷幼稚園（仮称）移転改築事業及び認可保育園出羽大谷保育園（仮称）新規建設事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う市道拡幅工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第1号に規定する「道路法（昭和27年法律第180号）による道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和32年法律第106号）による路外駐車場」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人専称寺学園及び社会福祉法人山形もがみ会は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業により認定こども園（幼稚園型）に移行する予定の現施設は、築後53年以上経過しており、老朽化が目立ち始めている。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通じての子育てを学ぶ機会の減少や地域社会の子育て機能の低下など、保護者・幼児を取り巻く社会環境の変化により、幼児に必要な教育・保育ニーズが多様化してきており、既存の幼児施設では対応が困難な状況となっている。

また、現施設及び起業地の存する山形市出羽地区及び近隣地区の保育園の充足率について、そのほとんどが100%を超えていることから、待機児童の増加が懸念される。

本件事業は、これらの問題への対応として、認定こども園（幼稚園型）及び認可保育園を併設するものである。本件事業により、就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を兼ね備えた施設となるとともに、多様化する教育・保育ニーズに対応することが可能となり、教育環境・保育環境の充実が図られる。また、待機児童の解消に向けて大きな効果が期待できる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 地域に密接な関わりを持つ施設のため、現施設の近隣に位置していること。

(ロ) 事業に必要な面積（約9,400㎡）が確保できること。

(ハ) 交通面等、周辺環境の安全が確保できること。

(ニ) 交通量の多い路線から離れたところにあり、騒音が少なく、送迎や散歩等の園外活動等で園児の安全が確保できる等、周辺環境が良好であること。

(ホ) 用地費、工事費等、経済性に優れていること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、地域の小学校に隣接し、出羽コミュニティセンターも近く、地域における教育・文化の中心地であり、かつ、現施設の近隣に位置してい

ることから、地域と密着した幼・保・小連携の教育を行うことが期待でき、また、交通量の多い道路から離れており周辺環境の安全性が確保されていることなどの理由により、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地は最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 本件事業により認定こども園に移行する予定の現施設は、改築後53年以上経過していることから、施設設備の老朽化が目立ち始めてきており、幼児、職員及び来園者の安全確保が急務となっている。

また、教育・保育ニーズが多様化してきている原因として、核家族化の進行や共働き世代の増加が考えられ、今後ともこの傾向が続くと想定される。

加えて、現施設及び起業地の存する山形市出羽地区及び近隣地区の保育園の充足率について、そのほとんどが100%を超えていることから、待機児童の増加が懸念される。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

---

山形県告示第529号

次の開発行為は、完了した。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成25年4月9日 指令最総建第3号

2 開発工区に含まれる地域の名称

(第1工区)

新庄市金沢字下モ田2367番1の一部、2368番3、2368番4、2931番6、2931番7の一部、5005番の一部、5006番の一部

新庄市下田町32番の一部、33番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

新庄市若葉町5番5号

株式会社柿崎工務所

---

山形県告示第530号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名            |                                 | 売りさばき所の所在地       | 変更年月日      |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------|------------|
| 変更前                         | 変更後                             |                  |            |
| 社団法人全国軽自動車協会連合会<br>会長 小谷 忠幸 | 一般社団法人全国軽自動車協会連合会<br>代表理事 小谷 忠幸 | 山形市立谷川三丁目3553番地2 | 平成25. 4. 1 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年5月17日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の種類 | 届出年月日        |
|---------------------|--------|----------|-----------------|-------|--------------|
| 日本維新の会衆議院山形県第3選挙区支部 | 佐藤 丈晴  | 佐藤 恵     | 酒田市こがね町二丁目6番地の7 | 衆議院議員 | 平成24. 11. 26 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日       |
|-------------|--------|----------|-------------------|-------------|
| 菅原道雄後援会     | 小松 信彦  | 田中 強     | 最上郡真室川町大字木ノ下850   | 平成25. 2. 19 |
| 名村はじめ後援会    | 庄司 安男  | 水原 庄一    | 最上郡真室川町大字新町122-40 | 同 2. 26     |
| 名村はじめをはげます会 | 名村 肇   | 水原 庄一    | 最上郡真室川町大字新町122-40 | 同           |
| 幸福実現党鶴岡後援会  | 大場 糸   | 大場 糸     | 鶴岡市美原町7-23        | 同 2. 28     |
| 菅井いわお後援会    | 佐藤 光雄  | 佐藤 義久    | 鶴岡市中楯96番地         | 同 4. 12     |

#### 3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 公職の種類 | 届出年月日      |
|---------------|--------|----------|----------------|-------|------------|
| なかよしの党大野恵子後援会 | 大野 恵子  | 大野 恵子    | 村山市楯岡二日町4-17-6 | 参議院議員 | 平成25. 4. 8 |

#### 4 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日           |
|-----------------|--------|----------|-----------------|-----------|-------|-----------------|
| 舟山やすえを支援する会飯豊支部 | 那須絹子   | 伊藤秀樹     | 西置賜郡飯豊町大字菰生1406 | 舟山康江      | 参議院議員 | 平成<br>25. 3. 13 |
| なかよしの党大野恵子後援会   | 大野恵子   | 大野恵子     | 村山市楯岡二日町4-17-6  | 大野恵子      | 参議院議員 | 同<br>25. 4. 8   |

## 山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年5月17日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容            |               | 届出年月日           |
|-----------------|------------|----------------|---------------|-----------------|
|                 |            | 新              | 旧             |                 |
| 自由民主党山形県天童市第一支部 | 会計責任者の氏名   | 森谷智恵子          | 佐藤恵子          | 平成<br>24. 3. 29 |
| 自由民主党山形県天童市第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 天童市大字川原子1640番地 | 天童市老野森3-4-17  | 同<br>9. 11      |
| 日本共産党最北地区委員会    | 会計責任者の氏名   | 矢口廣義           | 矢口ヨシ子         | 同<br>25. 3. 8   |
| 自由民主党山形県理容支部    | 代表者の氏名     | 小関茂夫           | 本間順一          | 同<br>3. 19      |
|                 | 会計責任者の氏名   | 佐藤保雄           | 小関茂夫          |                 |
| 社会民主党山形県一区支部連合  | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波4-8-13    | 山形市城西町4-19-13 | 同<br>4. 18      |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 内 容              |                 | 届出年月日            |
|-----------|------------|------------------|-----------------|------------------|
|           |            | 新                | 旧               |                  |
| 新 寿 会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市東大町一丁目9-6     | 酒田市亀ヶ崎三丁目17番37号 | 平成<br>24. 11. 27 |
| 新 寿 会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎三丁目17番37号  | 酒田市東大町一丁目9-6    | 同<br>12. 20      |
| 一 心 会     | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市大字西根字長面156-1 | 寒河江市中央二丁目3-5    | 同<br>25. 3. 13   |
|           | 代表者の氏名     | 船田浩三             | 中村俊光            |                  |
| 佐藤さとし後援会  | 代表者の氏名     | 菅原博光             | 佐藤昭治            | 同<br>3. 14       |
| 島津まさゆき後援会 | 会計責任者の氏名   | 島津了子             | 島津永雄            | 同<br>3. 15       |

|                |            |                |                 |           |
|----------------|------------|----------------|-----------------|-----------|
| 高橋きみお後援会       | 会計責任者の氏名   | 高橋厚子           | 飯沢吉之            | 同<br>3.19 |
| 長澤長右エ門後援会      | 代表者の氏名     | 長澤長右衛門         | 斎藤 綽            | 同         |
| 山形県理容政治連盟      | 代表者の氏名     | 小関茂夫           | 本間 順一           | 同         |
|                | 会計責任者の氏名   | 佐藤保雄           | 小関茂夫            |           |
| 山形県トラック事業経営研究会 | 代表者の氏名     | 矢野佳伸           | 武田忠一            | 同<br>3.21 |
| 村山みのる後援会       | 代表者の氏名     | 遠藤和夫           | 平 勇一            | 同<br>3.22 |
| さいとう淳一後援会      | 会計責任者の氏名   | 鈴木庄太郎          | 辻 博             | 同<br>3.25 |
| トライ21倶楽部       | 代表者の氏名     | 細谷英司           | 高橋 敦            | 同         |
|                | 会計責任者の氏名   | 小高恵太           | 高橋 憲司           |           |
| 時田博機後援会        | 会計責任者の氏名   | 三村弥四郎          | 石垣孝恭            | 同<br>3.27 |
| 佐藤ひであき後援会      | 主たる事務所の所在地 | 山形市中桜田二丁目9番15号 | 山形市東青田五丁目11番23号 | 同<br>3.28 |
|                | 会計責任者の氏名   | 鈴木一美           | 早坂 進            |           |
| 山形県民社協会米沢支部    | 会計責任者の氏名   | 深瀬裕介           | 奥山直人            | 同         |
| 夢 倶 楽 部        | 会計責任者の氏名   | 深瀬裕介           | 奥山直人            | 同         |
| たけだ恵子後援会       | 代表者の氏名     | 齋藤造酒雄          | 須藤良弘            | 同<br>3.29 |
| 田中貞一後援会        | 代表者の氏名     | 色摩久市           | 佐藤平次            | 同<br>4.4  |
| 日本遺族政治連盟山形県本部  | 代表者の氏名     | 阿部一也           | 木村迪男            | 同<br>4.5  |
| 日本再耕会          | 主たる事務所の所在地 | 米沢市金池2-1-11    | 南陽市金山287        | 同         |
| 山口文隆後援会        | 会計責任者の氏名   | 山口美代子          | 志田博胤            | 同<br>4.11 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年5月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|---------------------|---------|--------------|
| 民主党山形県第3区総支部        | 和 嶋 未 希 | 平成24. 12. 20 |
| 日本維新の会衆議院山形県第3選挙区支部 | 佐 藤 丈 晴 | 平成24. 12. 31 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|---------|---------|--------------|
| シーズ21の会 | 鈴 木 睦 夫 | 平成23. 12. 28 |
| 渋谷廣後援会  | 佐 藤 守   | 平成25. 2. 26  |
| 外山正芳後援会 | 外 山 正 芳 | 平成25. 3. 13  |

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成25年5月17日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称   | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 | 届出年月日       |
|--------|----------|-------------|-------------------|--------|-------------|
| 名 村 肇  | 真室川町議会議員 | 名村はじめをはげます会 | 最上郡真室川町大字新町122-40 | 名 村 肇  | 平成25. 2. 26 |

山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年5月17日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項    | 内 容             |                 | 届出年月日        |
|-----------|---------|-----------|------------|-----------------|-----------------|--------------|
|           |         |           |            | 新               | 旧               |              |
| 阿部寿一      | 衆議院議員   | 新 寿 会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市東大町一丁目9-6    | 酒田市亀ヶ崎三丁目17番37号 | 平成24. 11. 27 |
| 阿部寿一      | 衆議院議員   | 新 寿 会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎三丁目17番37号 | 酒田市東大町一丁目9-6    | 同 12. 20     |
| 佐藤秀明      | 山形市議会議員 | 佐藤ひであき後援会 | 主たる事務所の所在地 | 山形市中桜田二丁目9番15号  | 山形市東青田五丁目11番23号 | 同 25. 3. 28  |
| 鈴木憲和      | 衆議院議員   | 日本再耕会     | 主たる事務所の所在地 | 米沢市金池2-1-11     | 南陽市金山287        | 同 4. 5       |

## 山形県選挙管理委員会告示第31号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成25年5月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「村山市 村山市総合文化複合施設~~龍葉~~プラザ」を  
「村山市 村山市総合文化複合施設~~龍葉~~プラザ  
〃 村山市楯岡地域市民センター  
〃 村山市西郷地域市民センター  
〃 村山市大倉地域市民センター  
〃 村山市大久保地域市民センター  
〃 村山市富本地域市民センター に改める。  
〃 村山市戸沢地域市民センター  
〃 村山市袖崎地域市民センター  
〃 村山市大高根地域市民センター 」

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ウイング
  - (2) 代表者の氏名  
岸 正悟
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市十日町2749番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、最上地域において、障がいを持つ児童（未就学～高校生）を対象に、一人一人の個性と自主性を大切にしながら、子供たちが持つ可能性を最大限に伸ばし、放課後や長期休暇を有意義に過ごせる場を提供していくことを目的とする。  
加えて、地域の方々と協力して、キッズサポート「ことばのつばさ」を開設し、児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を通して、地域の障がいを持つ児童や家族等に対して楽しく遊び、学べる場を提供していく。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成25年8月23日（金） | 庄内総合支庁（本庁舎） |
| 平成25年9月8日（日）  | 村山総合支庁（本庁舎） |

## 2 時 間

午前9時から午後5時まで

## 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成25年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

## (2) 提出先

環境エネルギー部みどり自然課

## (3) 提出期間

イ 8月23日に実施する試験を受験する場合 7月22日（月）から8月9日（金）まで

ロ 9月8日に実施する試験を受験する場合 8月5日（月）から8月23日（金）まで

## 5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受験者の居住地      |
|---------------|-------------|--------------|
| 平成25年7月3日（水）  | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村 |
| 平成25年7月3日（水）  | 庄内総合支庁（本庁舎） | 庄内総合支庁管内の市町  |
| 平成25年7月18日（木） | 置賜総合支庁（本庁舎） | 置賜総合支庁管内の市町  |
| 平成25年7月31日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 村山総合支庁管内の市町  |

平成25年 9月13日 (金)

村山総合支庁 (本庁舎)

県内の全市町村

## 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成25年 9月14日の狩猟免許を所持する者

## 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類 (銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては、当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類) を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

## (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 (イ及びロに該当する者を除く。)

## (2) 写真 (申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

## 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

平成26年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成25年 5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集人員

50名

## 2 応募資格

学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく高等学校を卒業した者 (平成26年 3月に卒業見込みの者を含む。) 又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者

## 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること (郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。)

(1) 推薦入校 平成25年10月17日 (木) から同月24日 (木) まで

(2) 一般入校 (前期) 平成25年11月18日 (月) から同月25日 (月) まで

(後期) 平成26年 3月 3日 (月) から同月10日 (月) まで

## 4 選考試験

## (1) 推薦入校

イ 期 日 平成25年11月 8日 (金)

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

## (2) 一般入校

イ 期 日 前期:平成25年12月 6日 (金)

後期:平成26年 3月17日 (月)

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 数学 I、生物 I、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合 (古典を除く。)、小論文並びに面接

## 5 その他

(1) 山形県立農業大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成26年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによる。

- (2) 詳細については、山形県立農業大学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2422）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る開発運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）  
(2) 日時 平成25年6月27日（木） 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る開発運用業務 一式  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで  
(4) 履行場所 仕様書による。  
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。  
(2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受け、又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。  
(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。  
(7) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。

- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2685
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法
    - (1) 落札者の決定方法
      - イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
        - (イ) 入札価格に当該入札価格の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
        - (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。
      - ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。  
なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。  
さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
      - ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が低入札調査要綱第3条の規定により定める調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る価格の入札をした場合には、低入札調査要綱第6条第2項の規定による調査（以下「履行適合調査」という。）をしたうえで落札者を決定することとする。
      - ニ 履行適合調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該入札価格の入札者を落札者とする。当該入札価格によっては契約の内容に適合する履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該入札価格の入札者を落札者とせず、イの合計点が次順位の者を落札者に決定する。
      - ホ 当該次順位の者が基準価格を下回る価格の入札をした者であった場合は、ハ及びニを準用し落札者を決定するものとする。
      - ヘ 落札決定のときまでに3に掲げる資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
    - (2) 技術点及び価格点の配分 点数については900点満点とし、うち技術点を800点、価格点を100点とする。
    - (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
    - (4) 価格点の評価方法 入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。ただし、入札価格が基準価格を下回った場合は、当該入札価格を当該基準価格に置き換えて点数化するものとする。  
$$\text{価格点} = 250 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(5)、(7)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成25年6月10日（月）午後4時までに山形

県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Development and operation of the Yamagata Prefecture Public Works Information Management System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P. M. June 27, 2013

(3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Maintenance Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2685

平成26年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成25年5月17日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 菅 野

滋

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職 |       | 教 科 ・ 科 目                           |               | 選 考 区 分       |                                           |      | 採用見込数 |
|---------|-------|-------------------------------------|---------------|---------------|-------------------------------------------|------|-------|
| 小 学 校   | 教 諭   |                                     |               | 一般選考          | 教職大学院修了見込者特別選考<br>現職教員特別選考<br>身体障がい者特別選考※ | 約80名 |       |
| 中 学 校   | 教 諭   | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育              | 一般選考          | 一般選考及び社会人特別選考 |                                           | 約50名 |       |
|         |       | 英語                                  |               |               |                                           |      |       |
| 特別支援学校  | 小学部教諭 |                                     | 一般選考          | 一般選考及び社会人特別選考 |                                           | 約30名 |       |
|         | 中学部教諭 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育              | 一般選考          |               |                                           |      |       |
|         |       | 英語                                  |               |               |                                           |      |       |
|         | 高等部   | 教 諭                                 | 理療            |               |                                           |      | 一般選考  |
| 助教諭     |       | 理療                                  | 一般選考          |               |                                           |      |       |
| 高 等 学 校 | 教 諭   | 国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、生物、地学、保健体育 | 一般選考          | 一般選考及び社会人特別選考 |                                           | 約25名 |       |
|         |       | 英語、電気、福祉                            |               |               |                                           |      |       |
|         | 助 教 諭 | 電気                                  | 一般選考及び社会人特別選考 |               |                                           |      |       |
| 養 護     | 教 諭   |                                     | 一般選考          |               | 約5名                                       |      |       |
| 栄 養     | 教 諭   |                                     | 一般選考          |               | 若干名                                       |      |       |

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※身体障がい者特別選考 | 上記のすべての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、教職大学院修了見込者特別選考及び現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数を含む。 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校及び特別支援学校小学部の志願者は、第2志望としてそれぞれ特別支援学校小学部及び小学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までに取得する見込みの者に限る）。
- 3 中学校及び特別支援学校中学部の志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ特別支援学校中学部及び中学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までに取得する見込みの者に限る）。

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状\*<sup>1</sup>、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者とし、特別支援学校高等部助教諭にあつてはあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有する者又は平成26年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者とする。

なお、各普通免許状は、平成26年4月1日時点で有効なものとする。また、修了確認期限（延期後を含む）が平成26年3月31日以前の者は、平成26年4月1日時点で更新講習修了確認等の必要な手続きが完了していること。

- \*1 特別支援学校小学部及び中学部においては特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状  
特別支援学校高等部においては盲学校特殊教科教諭（理療）又は特別支援学校自立教科教諭（理療）の普通免許状

### (2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ及びハのすべてに該当する者に限る。

- イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- ロ それぞれの校種の教諭の平成26年4月1日時点で有効な普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。
- ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成26年3月31日現在）

### (3) 身体障がい者特別選考の志願者の資格

前記(1)に該当する者で、かつ、次の要件イ及びロをすべて満たす者に限る。

- イ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- ロ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者

### (4) 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格

前記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成24年4月から教職大学院に在籍し平成26年3月に修了見込みの者で、平成23年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

### (5) 現職教員特別選考の志願者の資格

前記(1)に該当する者で、かつ、次の要件を満たす者に限る。

平成26年3月31日現在、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国

立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、継続して5年以上在職している40歳未満の心身ともに健康な者。なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

※ 前記(1)及び(2)の欠格条項について、虚偽の申告があった場合は、選考結果を無効とし、採用を取り消すものとする。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

平成25年5月17日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は410円）をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（ロ）と（ハ）は切り離さないこと）

(イ) 志願書

(ロ) 受験票

(ハ) 体育実技試験選択希望記入票（小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校、特別支援学校小学部及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入）

(ニ) 受験者登録票

(ホ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。

(ヘ) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

(ト) 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）

※ 在職証明書の様式は、インターネット上の「山形県ホームページ」から→「試験等情報」→「教員の採用について」→「平成26年度採用選考試験実施要項」と進み、ダウンロードすること。

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ロ) 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、第一次試験の合格者に送付するとともに、第一次試験の結果発表後に「山形県ホームページ」の「試験等情報」→「教員の採用について」の中で閲覧することができる。

(ハ) 志願者の資格要件の免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

(ニ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                          | 受 付 時 間          | 提 出 先                                            |
|--------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 平成25年5月20日（月）から<br>同 5月31日（金）まで<br>（土曜日及び日曜日を除く） | 午前9時から<br>午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当 |

イ 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、特別支援・高、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成25年5月31日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験会場

| 期日                      | 志 願 校 種 ・ 職                                                                                                                                                        | 試 験 会 場                                                                   |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年7月27日（土）及び7月28日（日） | ①小学校の教諭<br>②特別支援学校小学部の教諭<br>③中学校保健体育の教諭<br>④特別支援学校中学部保健体育の教諭<br>⑤高等学校保健体育の教諭<br>⑥栄養教諭                                                                              | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話023(641)7311)                           |
|                         | ①中学校音楽の教諭<br>②特別支援学校中学部音楽の教諭                                                                                                                                       | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話023(622)3505)<br>※7月28日の会場等については7月27日に指示する。 |
|                         | ①中学校の国語、社会、数学、理科、美術及び英語の教諭<br>②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術及び英語の教諭<br>③特別支援学校高等部の教諭及び助教諭<br>④高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、化学、生物、地学、英語及び福祉の教諭<br>⑤高等学校電気の教諭及び助教諭<br>⑥養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上市市仙石650<br>(電話023(672)1701)                                 |

ロ 試験科目及び内容

(イ) 集団討議

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 試験内容<br>志願校種・職   |           | 筆 記 試 験       |           | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |           | 教養等           | 教 科 ・ 科 目 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 一<br>般<br>選<br>考 | 小 学 校 教 諭 | 教職教養・<br>一般教養 | 小学校の全教科   | <ul style="list-style-type: none"> <li>水泳（25メートル）※水中からのスタート</li> <li>器械運動（マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                  | 中 学 校 教 諭 | 同 上           | 出願した教科    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新曲視唱及び新曲視奏をすること</li> <li>・バッハ作曲インベンション（2声）の1番（ハ長調）をピアノ演奏すること</li> <li>・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）</li> <li>・随意曲…歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること（ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可）</li> </ul>                             なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）                         </li> <li>○美術 当日指示するもの</li> <li>○保健体育                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳（50メートル）</li> </ul> </li> </ul> |

|                |                                            |                                              |                                                                                      |                                                                                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                            |                                              |                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の5領域から2領域選択<br/>陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス</li> <li>○英語 英語による面接</li> </ul> |
| 特別支援学校教諭及び助教諭  | 同 上                                        | 小学部は全教科、中学部及び高等部は出願した教科                      |                                                                                      | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄に記載に同じ                                                                                                                             |
| 高等学校           | 教 諭                                        | 同 上                                          | 出願した教科・科目<br>○物理、化学、生物及び地学にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。<br>○電気にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 | ○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄に記載に同じ<br>○英語 英語による面接                                                                                                               |
|                | 助教諭                                        |                                              |                                                                                      |                                                                                                                                                       |
| 養 護 教 諭        | 同 上                                        | 養護に関する専門科目                                   |                                                                                      | 当日指示するもの                                                                                                                                              |
| 栄 養 教 諭        | 同 上                                        | 食育及び学校給食に関する専門科目                             |                                                                                      |                                                                                                                                                       |
| 社会人特別選考        | 小論文                                        | 出願した教科・科目<br>○電気にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 |                                                                                      | ○英語 英語による面接                                                                                                                                           |
| 教職大学院修了見込者特別選考 | 第一次選考試験を免除する。                              |                                              |                                                                                      |                                                                                                                                                       |
| 現職教員特別選考       | 第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。         |                                              |                                                                                      |                                                                                                                                                       |
| 身体障がい者特別選考     | 原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。 |                                              |                                                                                      |                                                                                                                                                       |

ハ 日程

| 日 時             | 試験実施内容                         | 日 時      | 試験実施内容                                                                                                |                                |
|-----------------|--------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 7月27日(土)        | 午前8時30分                        | 7月28日(日) | 午前9時から午後5時まで<br><br>○集団討議（全員）<br>○実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみ）<br>※集合時刻については前日指示し、会場等の詳細については当日指示する。 |                                |
|                 | 午前9時                           |          |                                                                                                       | 開場（生徒昇降口）                      |
|                 | 午前9時10分から午前10時30分まで            |          |                                                                                                       | 教職教養・一般教養（一般選考・身体障がい者特別選考の志願者） |
|                 |                                |          |                                                                                                       | 小論文（社会人特別選考、現職教員特別選考の志願者）      |
|                 | 午前10時50分から午後0時40分まで*1          |          |                                                                                                       | 教科・科目                          |
| 午後1時50分から午後5時まで | 実技試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者を除く） |          |                                                                                                       |                                |

＊ 1 実技試験を課す教科・科目等についての教科・科目等の筆記試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く）にあつては、午後0時20分までとする。

7月27日（1日目）午後の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

ニ 当日持参するもの

(イ) 受験票

(ロ) 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）

(ハ) 内履き及び下足用ビニール袋

(ニ) 高等学校電気の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）

(ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの

○小学校及び特別支援学校小学部……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）

○音 楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）

○美 術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩  
 絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣

○保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）

○養護教諭……実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                                | 試 験 会 場                                          |
|------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 9月18日（水）及び9月19日（木）<br>のいずれか1日又は2日間 | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地）<br>（電話023（654）2155） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽の内容は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作の内容は、当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、直定規、三角定規、コンパスとする。

5 選考試験結果の発表及び通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は9月5日（木）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月9日（水）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、各受験者あて通知する。したがって試験結果の口頭による開示は行わない。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

| 試験内容<br>志願校種・職          |             | 筆記試験    |       | 実技試験 | 集団討議 | 満点   |
|-------------------------|-------------|---------|-------|------|------|------|
|                         |             | 教職・一般教養 | 教科・科目 |      |      |      |
| ○小学校<br>○特別支援学校小学部      |             | 100点    | 100点  | 50点  | 50点  | 300点 |
| ○中学校<br>○特別支援学校<br>中学部  | 実技試験を行わないもの |         | 150点  |      |      | 300点 |
|                         | 実技試験を行うもの   |         | 100点  | 50点  |      | 300点 |
| ○高等学校<br>○特別支援学校<br>高等部 | 実技試験を行わないもの |         | 300点  |      |      | 450点 |
|                         | 実技試験を行うもの   |         | 200点  | 100点 |      | 450点 |
| ○養護教諭                   |             |         | 100点  | 50点  |      | 300点 |
| ○栄養教諭                   |             | 150点    |       | 300点 |      |      |

\* 選考基準：筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

| 試験内容<br>志願校種・職             |       |       |       |     |      | 満点   |
|----------------------------|-------|-------|-------|-----|------|------|
|                            | 模擬授業等 | 個人面接1 | 個人面接2 | 作文  | 実技試験 |      |
| ○小学校<br>○特別支援学校小学部         | 150点  | 150点  | 100点  | 50点 | 50点  | 500点 |
| ○中学校<br>○特別支援学校<br>中学部・高等部 |       |       |       |     |      | 450点 |
| ○高等学校                      |       |       |       |     |      |      |
| ○養護教諭                      |       |       |       |     |      |      |
| ○栄養教諭                      |       |       |       |     |      |      |

\* 選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考

(3) 評価の観点

- イ 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ロ 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ハ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ニ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 留意事項

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、すべて無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く）。
- (3) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。
- (4) 試験会場への自家用車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- (5) 試験会場は敷地内禁煙とする。
- (6) 不明な点については、山形県教育庁総務課教職員室（電話023(630)2864又は023(630)2863）の教員採用担当

に問い合わせること。なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。<http://www.pref.yamagata.jp>

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月17日

山形県企業管理者 小松喜巳男

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 973,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5  
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成25年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形科学薬品株式会社 山形市立谷川二丁目449番地5
- 5 落札金額 35,175円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年2月12日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤     | 正      |
|-------------|------------|-----|------|-------|--------|
| 平成25. 3. 29 | 第2431号     | 408 | 3    | 平成25月 | 平成25年  |
| 平成25. 3. 31 | 号外(16)     | 2   | 下から9 | 法律第 号 | 法律第12号 |